

平成31年3月25日 資料No. 5  
建設常任委員会

再開発担当

## 赤坂九丁目北地区市街地再開発組合の解散について

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

規則

○東京都江戸東京博物館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……(生活文化局文化振興部企画調整課)……一

告示

○都市計画事業の事業計画の変更認可……(都市整備局都市づくり政策部緑地京観課)……一

○都市計画事業の認可……(都市整備局都市街地整備部再開発課)……(同)……二

○市街地再開発組合の解散認可……(都市整備局市街地整備部再開発課)……(同)……三

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可(二件)……(同)……四

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……(環境局環境改善部化学物質対策課)……二

○保安林の指定予定……(産業労働局農林水産部森林課)……五

○一般国道の区域変更……(建設局道路管理道路課)……五

訓令(教)

○東京都教育委員会労働安全衛生保護具措置規程の一部改正……(生活文化局都民生活部管理法人課)……七

○東京都教育委員会電子情報処理規程の一部改正……(生活文化局都民生活部管理法人課)……七

公告

○認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……(生活文化局都民生活部管理法人課)……七

○平成三十一年度製薬衛生師試験の実施……(福祉保健局健康安全部健康安全課)……八

規則

東京都江戸東京博物館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。  
平成三十一年三月八日  
東京都知事 小池 百合子

東京都規則第二十号

東京都江戸東京博物館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則  
東京都江戸東京博物館条例の一部を改正する条例(平成三十年東京都条例第八十号)  
の施行期日は、平成三十一年四月一日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

東京都告示第二百八十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十八年東京都告示第三百十号東京都都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。  
平成三十一年三月八日  
東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の 東京都都市計画緑地事業第二十五号一之江境川緑地  
種類及び名称

三 事業施行期間 平成二十八年三月三日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分  
変更なし  
使用の部分  
変更なし

変更なし

●東京都告示第二百八十六号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年三月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 江戸川区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業江戸川第二・四十七号篠崎一丁目公園
- 三 事業施行期間 平成三十一年三月八日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 江戸川区篠崎町一丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第二百八十七号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第四十五条第四項の規定に基づき赤坂九丁目北地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

平成三十一年三月八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第二百八十八号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき六本木三丁目東地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように

告示する。

平成三十一年三月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称 六本木三丁目東地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成二十四年三月二十三日から平成三十一年三月三十一日まで
- 三 施行地区 港区六本木三丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 港区六本木三丁目三番五号 平成二十四年三月二十三日
- 五 変更の内容 事業施行期間を平成三十三年三月三十一日まで延長する。
- 六 事業計画の変更の認可の年月日 平成三十一年三月八日

●東京都告示第二百八十九号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき赤坂一丁目地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年三月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称

赤坂一丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十四年八月八日から平成三十一年三月三十一日まで

三 施行地区

港区赤坂一丁目及び赤坂二丁目各地方

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区赤坂一丁目八番一号 平成二十四年八月八日

五 変更の内容

事業施行期間を平成三十一年九月三十日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

平成三十一年三月八日



# 赤坂九丁目北地区の街づくりについて

## 1. 計画地の位置・地区の概況

赤坂九丁目北地区は、六本木交差点より北西約500mの東京ミッドタウンに隣接し、赤坂通りに面した約0.8haの区域です。

周辺には東京メトロ乃木坂駅、東京メトロ・都営地下鉄六本木駅があり、国際色豊かな六本木とファッションな青山のショッピングエリアに近接しているとともに、東京ミッドタウンの豊かな緑化空間に隣接するなど、都心を代表する優れた立地環境にあります。

一方、台地上に位置する東京ミッドタウンと本地区との間には最大で約13mの高低差があるとともに、本地区には老朽化した低層木造家屋が密集し、未接道敷地も多い状況でした。また、隣接する区道1157号線は急勾配な坂道であり、法地部分は急傾斜地崩壊危険箇所となっています。

このため、桑田記念児童遊園の再整備や、児童遊園と一体となった公共空地の確保、法地部分の再整備、バリアフリー動線の確保など、地域の安全性を高める防災性の高い街づくりが求められていました。

本事業により、安全な住環境を備えた都市型住宅の整備や、地形を生かした積極的な緑化が実現し、東京ミッドタウンと一体となった魅力ある複合市街地が形成されました。

## 2. これまでの主な経緯

- 平成14年4月 「檜町地区街づくり構想(案)」 策定
- 平成17年6月 「赤坂九丁目北地区まちづくり懇談会」 設立
- 平成20年7月 「赤坂九丁目北地区まちづくり協議会」 設立
- 平成21年7月 「赤坂九丁目北地区まちづくり準備会」 設立
- 平成22年1月 「赤坂九丁目北地区市街地再開発準備組合」 設立
- 平成25年6月 「赤坂九丁目地区地区計画」 都市計画変更告示 及び 「赤坂九丁目北地区第一種市街地再開発事業」 都市計画決定告示
- 平成25年12月 赤坂九丁目北地区市街地再開発組合 設立認可
- 平成26年11月 権利変換計画認可
- 平成27年2月 工事着工
- 平成30年2月 工事完了
- 平成31年3月 赤坂九丁目北地区市街地再開発組合 解散認可

### <事業着手前>

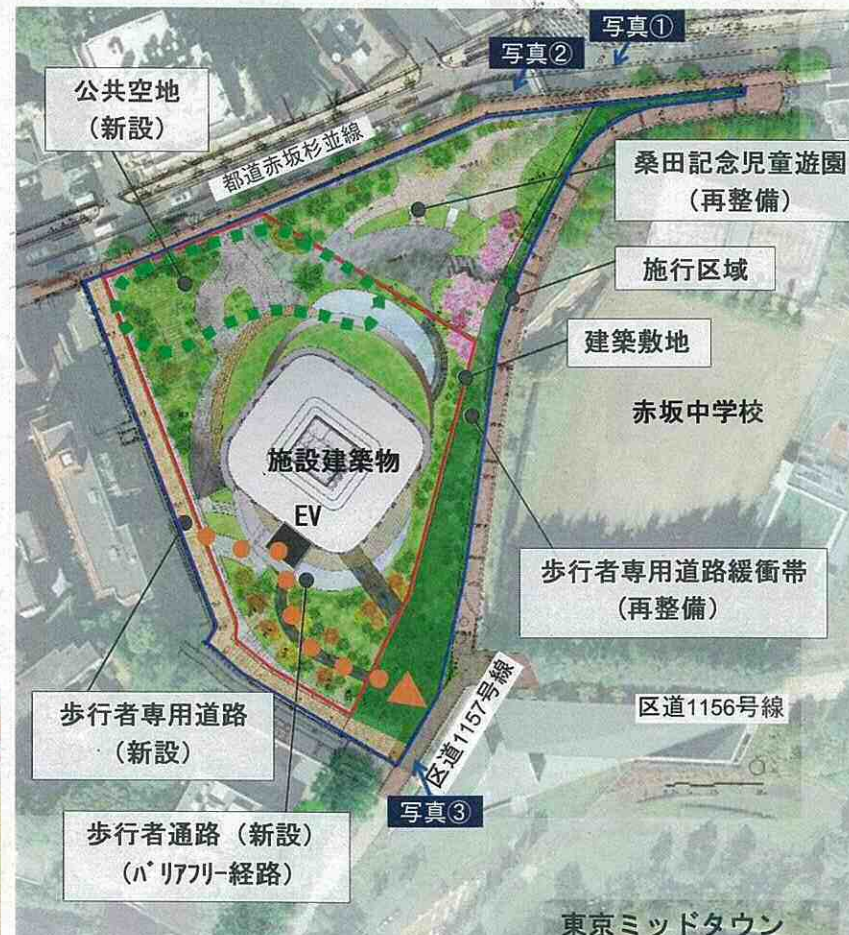


航空写真 (区域南側から)

区域南東側



<位置図>



<配置図>

## 3. 主な公共施設等

種類	名称	幅員 又は 面積	延長	備考
主要な公共施設 その他の公共空地	公共空地	約1,000㎡	-	新設
	児童遊園	約1,540㎡	-	再整備
	歩行者専用道路	4m	約120m	新設 (階段を含む)
	歩行者通路	2m	約60~65m	新設 (EV、デッキ部分を含む)
	歩行者専用道路緩衝帯	約900㎡	-	再整備

## 4. 施設建築物の概要

施行区域面積	約0.8ha	建築面積	約1,890㎡
敷地面積	約4,670㎡	延べ面積	約44,440㎡
建築物の高さ	約170m	規模	地上44階、地下1階
主要用途	住宅(319戸)、 公益施設(子育て支援施設・小規模多機能型居宅介護施設)、 駐車場(駐車場107台、駐輪場334台、駐バイク場12台)		

### <事業完了後>



①航空写真

②桑田記念児童遊園 (再整備)

③歩行者専用道路 (新設)